

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について

令和4年3月 秋田県長寿社会課

1. 概要

- 消費税申告義務の有無にかかわらず、令和3年度秋田県介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金の交付を受けたすべての事業者に御報告いただく必要があります。
- 消費税の申告内容により、県への返還金が生じる場合がありますが、返還金が生じない場合、特に、消費税の確定申告義務がない場合の報告は、極めて簡単です。
- まずは、次ページの「仕入控除税額フローチャート」により、返還の有無と報告に必要な書類を御確認ください。

【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け、補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

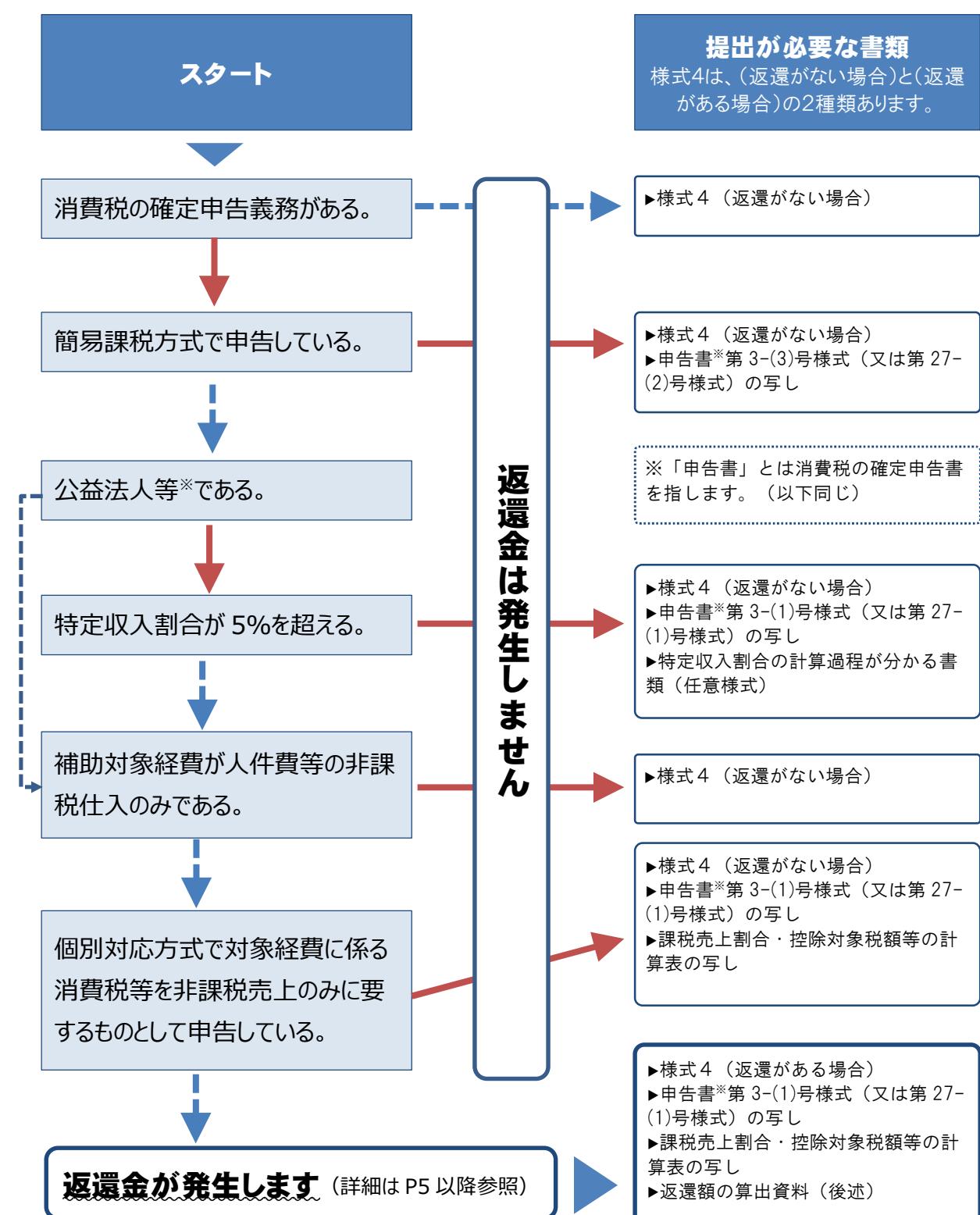
したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を県に返還する必要があります。

なお、当該仕入控除税額の報告につきましては、補助金交付の条件になっているものです。

【仕入控除税額フローチャート】

はい →

いいえ →



※公益法人とは？

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立行政法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。詳しくは、消費税法別表第3を確認してください。

改めて、返還の有無と必要な添付書類をまとめると以下のとおりです。なお、様式4（返還の有無により2種類あります）は必ず提出が必要になりますので、「必要な添付書類」の欄にはそれ以外の提出が必要な書類を記載しています。

【表1：返還の有無と必要な添付書類】

区分	返還	様式4以外に提出が必要な書類
①消費税の申告義務がない	なし	(なし)
②簡易課税方式により申告している	なし	・申告書第3-(3)号様式（又は第27-(2)号様式）の写し
③補助金収入などの資産の譲渡等の対価以外の収入(以下「特定収入」という)の割合が5%を超えている公益法人等である	なし	・申告書第3-(1)号様式（又は第27-(1)号様式）の写し ・特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）
④補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみ	なし	(なし)
⑤補助対象経費の全てを、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。	なし	・申告書第3-(1)号様式（又は第27-(1)号様式）の写し ・課税売上割合・控除対象税額等の計算表の写し
⑥課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合(全額控除)	あり	・申告書第3-(1)号様式（又は第27-(1)号様式）の写し
⑦課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合で個別対応方式により消費税の申告を行っている場合(④の場合を除く)	あり	・課税売上割合・控除対象税額等の計算表の写し ・返還額の算出資料（後述）
⑧課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合で一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	あり	

2. 提出方法・期限と留意事項について

(1) 提出方法

- 紙媒体の報告書を郵送で提出してください。
- 様式4は、この書類の末尾に添付しています。また、電子媒体の様式を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しておりますので、様式4の電子媒体や、返還額が必要な場合の算出シート等は、ダウンロードして作成くださるようお願いします。

掲載先URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/61934>

※県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」にアクセスし、サイト内検索で「61934」と入力すると上記ページが表示されます。

(2) 提出先

下記あて先に郵送してください。

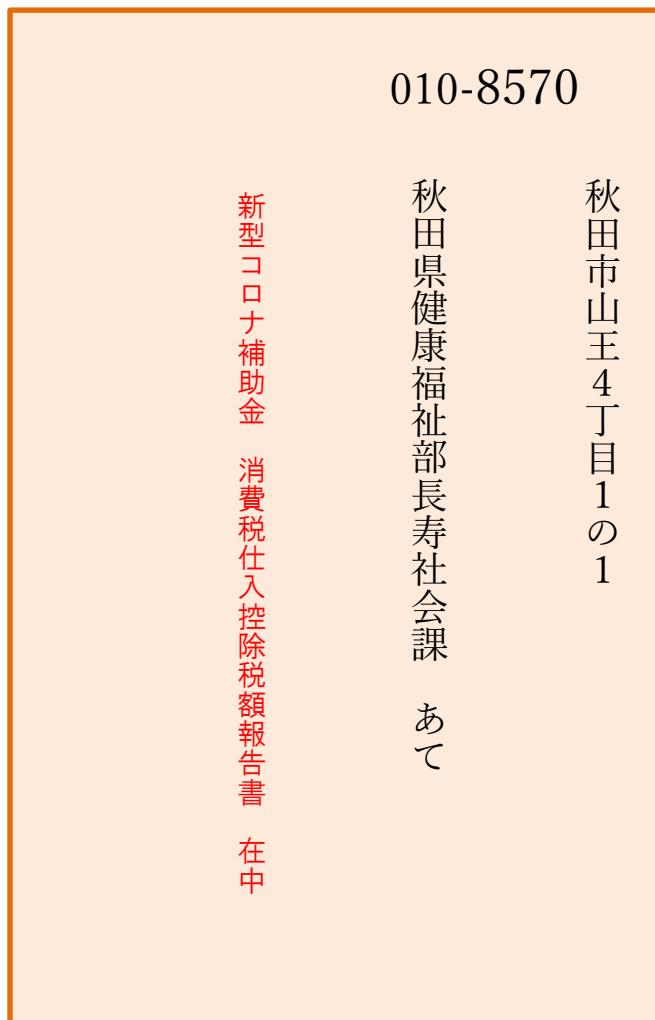
〒010-8570

秋田市山王4丁目1-1

秋田県健康福祉部長寿社会課 あて

※送付用封筒の表面に「新型コロナ補助金 消費税仕入控除税額報告書在中」と朱書きしてください。

(封筒記載例)



※巻末に宛名ラベルを付けておりますので、必要に応じ切り取って使用してください。

(3) 提出期限

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定後（確定申告後）、1か月以内を目途に提出してください。遅くとも、令和5年3月31日までに提出してください。

(4) 留意事項

- 基本的には交付申請と同じ事業所をとりまとめ、法人単位で報告してください。
- 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告してください。

3. 返還額がある場合の計算方法等について

(1) 返還額がある場合の提出書類

提出書類は、いずれの場合も次のとおりです。

- 様式4（返還がある場合）
- 消費税の確定申告書第3-(1)号様式（又は第27-(1)号様式）の写し
- 課税売上割合・控除対象税額等の計算表
- 返還額の算出資料（2(1)に記載のURLに「返還額算出シート」を掲載しております。シートを使って計算した場合は印刷したシートを提出してください）。

(2) 返還額がある場合の計算方法

1.の表1の各区分毎の、返還額が必要な場合の計算方法は次のとおりです（上記(1)記載の「返還額算出シート」で計算することができます）。

⑥ 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合（全額控除）

$$\text{補助金額}^{(注)} \times 10/110 = \text{返納額}_{(\text{円未満切捨て})}$$

（注）補助金額は、「（3）計算における注意事項」に従い、計算の対象とすることとした金額のことをいう。以下同じ。

⑦ 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合で個別対応方式により確定申告している場合

（以下のAとBの合計額）

A 課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額}_{(\text{課税売上対応分})} \times 10/110 = \text{返納額}_{(\text{円未満切捨て})}$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額}_{(\text{共通対応分})} \times 10/110 \times \text{課税売上割合} = \text{返納額}_{(\text{円未満切捨て})}$$

⑧ 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合で一括比例配分方式により確定申告している場合

$$\text{補助金額} \times 10/110 \times \text{課税売上割合} = \text{返納額}_{(\text{円未満切捨て})}$$

(3) 計算における注意事項

- 補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、原則として、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金額のみを計算対象とします。
- 返納額の計算において、課税売上割合は、計算途上で端数処理を行わずに計算してください。
- 最終的に算出された返納額において円未満の端数が生じた場合は、円未満切捨てとしてください。

----- <切り取り> -----

〒010-8570
秋田市山王4丁目1-1

秋田県健康福祉部長寿社会課 あて

新型コロナ補助金 消費税仕入控除税額報告書 在中



郵送で提出する際の
宛名ラベルです。
必要に応じて切り取っ
て御使用ください。